

平成31年度

秋田県住宅リフォーム推進事業 Q&A 集

目次

1. 補助対象者に関すること

- Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
- Q1-2 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
- Q1-3 子育て世帯(持ち家型)において、別居扶養も認められますか？
- Q1-4 2人目の子を妊娠中ですが、子育て世帯(持ち家型)の対象になりますか？
- Q1-5 移住・定住世帯の移動の日から3年以内とは申請日時点ですか？

2. 補助対象住宅に関すること

- Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
- Q2-2 アパート、貸家のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
- Q2-3 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
- Q2-4 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
- Q2-5 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
- Q2-6 空き家をリフォームした後、購入する場合は、補助対象になりますか？
- Q2-7 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
- Q2-8 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
- Q2-9 購入予定の空き家は、住宅状況調査の補助対象になりますか？

3. 補助対象工事に関すること

- Q3-1 補助対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
- Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
- Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
- Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
- Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
- Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
- Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？

- Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
- Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
- Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
- Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
- Q3-13 減築とは何ですか？
- Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
- Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
- Q3-16 太陽光発電システム設置工事は、補助対象になりますか？

4. 申請手続きに関すること

- Q4-1 申請の窓口はどこですか？
- Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
- Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
- Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
- Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
- Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
- Q4-7 工事が完了したとき(完成年月日)とはいつですか？
- Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
- Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？
- Q4-10 住宅状況調査の補助金交付申請は、いつすれば良いですか？

5. その他

- Q5-1 県の住宅リフォーム推進事業と市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？
- Q5-2 住宅状況調査は、だれに依頼すれば良いですか？

1. 補助対象者に関すること

Q1-1 申請書にある「申請者」は誰を指すのですか？
補助対象住宅について、建設業者等と工事請負契約を締結される方、又はその配偶者です。（居住要件等については住宅の所有・利用関係によって異なります。） 補助金は、申請者に交付されます。建設業者等が申請者になることや、補助金を受け取ることはできません。 なお、申請書類等の提出等手続きにあたり、申請者の代理として、建設業者等が、窓口に書類を持参することは構いません。
Q1-2 県外居住者が工事完了後に県内に転居する場合、申請することができますか？
補助対象者には県内に転居を予定している方も含みます。 補助申請時に、申請住戸に転居予定である旨を申し出てください。 なお、この場合、完了実績報告書に転居後の住民票を添付していただきます。
Q1-3 子育て世帯（持ち家型）において、別居扶養も認められますか？
同居を原則としていますが、例外として高校生等の場合は対象になります。 生徒手帳の写し、在学証明書及び戸籍謄本を添付していただきます。
Q1-4 2人目の子を妊娠中ですが、子育て世帯（持ち家型）の対象になりますか？
対象になります。その場合は、母子手帳の写しを申請書に添付していただきます。 なお、完了実績報告時に生まれている場合は住民票謄本を、生まれていない場合は再度母子手帳の写しを提出していただきます。
Q1-5 移住・定住世帯の移動の日から3年以内とはいつの時点ですか？
補助対象となる空き家を取得した日を起算日として、3年以内とします。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1 いわゆる別荘のリフォーム・増改築工事は補助対象になりますか？
別荘（セカンドハウスなど。）等については、対象になりません。
Q2-2 アパート、貸家のリフォーム工事は補助対象になりますか？
持ち家ではないため対象になりません。ただし、アパートに所有者が住んでいる場合、所有者の居住専用部分（アパートの一室の専有部分）は持ち家と同じ扱いとして対象になります。その場合、建物の登記事項証明書等を添付していただきます。
Q2-3 店舗等併用住宅はどのように判断すればよいですか？
店舗等併用住宅については、住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であることを要件としており、併用部分の面積によっては住宅部分の工事を含めて建物全体が補助対象外になります。 併用部分については、既に廃業している場合であっても、当該部分の住宅用途としての活用が明らかでない限り併用部分として扱います。

Q2-4 店舗等併用住宅の補助対象工事範囲はどのように判断すればよいですか？
<p>店舗等併用住宅の補助対象工事範囲は、住宅部分に係る工事が対象で、店舗等併用部分に係る工事は対象になりません。しかし、店舗等併用部分の模様替えなどの工事を行って住宅として利用しようとするものであれば、その工事も補助対象になります。</p> <p>住宅部分と併用部分とが同一契約の場合の諸経費等の共通費については、補助対象と補助対象外の各工事費の割合で按分します。なお、住宅部分と併用部分とが一体となって性能を発揮することとなる部位(屋根や外壁工事など建物全体の性能に係る部分)は、併用部分に係る工事を含めて補助対象として扱います。</p>
Q2-5 住宅用の別棟の車庫・物置は補助対象になりますか？
補助対象になりません。
Q2-6 空き家をリフォームした後、購入する場合は補助対象になりますか？
補助対象になりません。所有権取得後にリフォーム等工事を行う場合(工事請負契約書に記載の着工日が所有権移転日以降である場合)に限り補助対象になります。
Q2-7 購入した住宅は前の所有者が県のリフォーム補助金を利用してリフォームしていました。補助対象になりますか？
補助対象になります。その場合は、住宅の売買契約書の写しを提出していただきます。
Q2-8 二世帯住宅の場合は補助対象になりますか？
<p>建物内部で親世帯、子世帯間での行き来ができるものは補助対象になります。</p> <p>なお、行き来ができない完全な長屋タイプの場合は、次の要件を満たす場合に限り、補助対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物の所有権が共有名義であり、それぞれその名義人が居住していること。(単独所有は対象外) 2. 貸家として使用しないこと。
Q2-9 購入予定の空き家は、住宅状況調査の補助対象になりますか？
申請者名義の住宅が補助対象となるため、購入(所有権取得)前の住宅は補助対象になりません。また、住宅状況調査は、申請者がリフォーム等工事の補助金交付申請を行う場合に限り、追加して申請できるものです。このため、リフォーム等工事を行わない場合は、補助対象にすることができません。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1 補助対象となるリフォーム工事の内容はどのような工事ですか？
<p>安全安心型(持ち家)と子育て世帯で対象工事が違います。要綱の別表3並びに、安全安心型(持ち家)については別紙1(例)を、子育て世帯については別紙2(例)をご参照ください。補助対象となるか判断しがたい場合は、最寄りの県地域振興局建設部建築課までお問い合わせください。</p>

Q3-2 工事契約が複数ある場合、どのようにしたらよいですか？
複数ある工事費を合算することが可能です。また、補助金交付決定後に追加工事を行った場合、完了実績報告書提出前で、複数工事それぞれが補助対象工事の場合は合算することが出来ます。
Q3-3 介護保険制度を利用し住宅改修を行った場合、補助対象になりますか？
補助対象になります。
Q3-4 補助対象工事に「県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの」とありますが、個人の大工さんでも良いのですか？
県内にお住まいの個人の大工さん・工務店でも構いません。株式会社等法人の場合は、県内に本店を有するものとして商業登記されている事業者に限ります。
Q3-5 アルミ製で既製品の玄関風除室やサンルームなどの設置工事は補助対象になりますか？
安全安心型（持ち家）では補助対象になりません。子育て世帯では補助対象になります。
Q3-6 ホームセンター等で販売されているアルミ製のカーポートや鋼板製の物置の設置は補助対象になりますか？
補助対象になりません。
Q3-7 中古住宅を購入してリフォームする場合、補助対象になりますか？
補助対象になります。 なお、平成30年10月1日以降に空き家の所有権を取得（登記をした場合に限る。）し、18歳以下の子と同居している場合には、子育て世帯（空き家購入型）に該当します。この場合、完了実績報告書に、転居後の住民票を添付していただきます。
Q3-8 住宅以外の建物を住宅に模様替え等する場合は補助対象になりますか？
既存住宅の改修を補助制度の主な目的としているため、補助対象になりません。なお、併用住宅は1/2以上が住宅であれば補助対象になります。【Q2-3 参照】
Q3-9 自分で材料や機器を購入し、建設業者等と設置工事の契約を締結した場合は補助対象になりますか？
材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。 申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等、建設業者等との請負契約書の写しを添付してください。 例) 節水型トイレを自分で手配し、取り付け工事を建設業者等がする場合は、機器費及び工事費とも対象になります。

Q3-10 自分が大工で自宅をリフォームする場合は補助対象になりますか？
<p>材料や機器の購入費用の合計が50万円以上である場合は、補助対象になります。本人の施工手間は補助対象になりません。</p> <p>申請の際は、材料の内容及び購入費用がわかる見積書等を添付してください。</p> <p>なお、本人が施工せず、工事を依頼した部分にあつては、請負工事となりますので契約書の写し等を添付してください。(材料や機器の購入費用と建設業者等との契約金額の合計が50万円以上である場合に補助対象になります。)</p>
Q3-11 新築及び全面改築の場合は補助対象になりますか？
<p>補助対象になりません。既存住宅のリフォーム工事が補助対象です。</p>
Q3-12 解体工事は補助対象になりますか？
<p>解体工事は原則として補助対象になりませんが、補助対象工事のリフォーム等に伴い実施する解体工事・減築工事は補助対象になります。</p>
Q3-13 減築とは何ですか？
<p>住宅を部分的に解体すること(別棟を除く。)です。(例:2階建てを平屋建てにする工事等)</p>
Q3-14 エアコンを設置した場合、エアコン機器費は補助対象になりますか？
<p>安全安心型(持ち家)では補助対象になりません。</p> <p>子育て世帯では増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は、機器費も含めて補助対象になります。</p>
Q3-15 カーテン、ブラインド、固定タイプのロールスクリーンの設置は補助対象になりますか？
<p>安全安心型(持ち家)では、補助対象になりません。</p> <p>子育て世帯では、増改築・内装工事に伴い設置する場合は、補助対象になります。</p>
Q3-16 太陽光発電システムの設置工事は、補助対象になりますか？
<p>補助対象になりません。</p>

4. 申請手続きに関すること

Q4-1 申請の窓口はどこですか？
<p>県の出先機関である各地域振興局建設部建築課を窓口としています。また、申請書等の書類の取り次ぎについては、各市町村窓口で取り扱っている場合がありますので、お問い合わせのうえご利用ください。</p>

Q4-2 補助金交付申請はいつすれば良いですか？
原則、工事着手前に申請してください。完了した工事についても申請可能ですが、審査の結果、補助金の対象外工事の場合、補助金の交付を受けることはできません。
Q4-3 工事着手前の写真がない場合は補助金の申請はできないのですか？
工事予定ヵ所の写真を撮り忘れた場合は、工事が行われたか特定することができないため、補助金の交付を受けることができない場合があります。 ただし、次の書類は、工事着手前の写真と同等のものとして扱います。 ○何かの機会に撮った写真で、工事着手前と判別できる写真 ○申請者の氏名と住宅の所在地が記されている出荷証明書、納品書、廃棄材のマニフェスト
Q4-4 対象工事と対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか？
契約書を分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を添付してください。
Q4-5 過去に補助金の交付を受けていますが、申請はできますか？
○安全安心型（持ち家）の場合 補助金の申請は1回限りです。過去にリフォーム関係補助金の交付を受けた方は過去の交付額にかかわらず、申請できません。 ○子育て世帯（持ち家型）の場合 申請できます。ただし、補助額は過去の交付額との合計が40万円を越えない範囲内で、工事費の20%になります。なお、申請は同一年度内に1回限りです。 ○子育て世帯（空き家購入型）の場合 購入した住宅について、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けていない方（その配偶者を含む）が申請できます。なお、申請は1回限りです。
Q4-6 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？
工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、完了実績報告書に工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳見積書の写し、変更部分に係る工事施工前・施工中・施工後の写真を添付してください。 なお、完了実績報告書に記載する工事費等は、変更後の内容で記載してください。
Q4-7 工事が完了したとき（完成年月日）とはいつですか？
請負業者からの引き渡しを受けた日とします。 ただし、増改築工事の場合で、建築基準法第6条の規定による確認を受けなければならない工事は検査済証の交付日とします。

Q4-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要となっていますが、全額支払いが済んでいません。完了実績報告書の提出はできますか？
工事請負者に工事代金全額が支払われた後でなければ、完了実績報告書の提出はできません。
Q4-9 工事金額を金融機関に振り込み、その内容を請負業者が確認することで、領収書のやりとりを省略しているため、完了実績報告書に領収書を添付できない場合、どうすればよいですか？
領収書に代えて、振り込む方、振り込み先及び金額がわかる払い込み取り扱い票控え、ATM振り込み控え、インターネットによる振り込み証明する書類などを添付することにより、領収書の写しと同様の扱いとします。
Q4-10 住宅状況調査の補助金交付申請は、いつすれば良いですか？
リフォーム等工事の補助金交付申請の際に、あわせて行っていただきます。住宅状況調査単独での申請手続きは不要です。

5. その他

Q5-1 県の住宅リフォーム推進事業と市町村が実施している住宅リフォームの補助制度を一緒に利用できますか？
市町村が実施しているリフォーム事業と一緒に利用可能です。 各市町村のリフォーム補助制度詳細については各市町村へお問い合わせください。
Q5-2 住宅状況調査は、だれに依頼すれば良いですか？
各市町村の移住・定住相談窓口、知事が定める技術者名簿を備えてあります。なお、技術者の斡旋等については、県建築士会又は県建築士事務所協会にご相談ください。

◆住宅リフォーム推進事業の安全安心型（持ち家）補助対象工事一覧（例）◆

対象工事の合計が50万円以上になる場合、補助金の交付対象となります。

凡例 ㊦：耐震化 ㊧：長寿命化 ㊨：省エネ化 ㊩：バリアフリー化 ㊪：克雪化

※ 下記の工事以外にも耐震上有効な改修工事やバリアフリー化に有効な改修工事については、補助対象となる場合がありますので、詳しくは最寄りの県地域振興局建設部建築課までお問い合わせください。

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	㊦	耐震上有効な耐力壁（筋違いなど長さ90cm以上）の設置	
2	㊦	軸組等の接合部を耐震上有効な金物で補強する改修工事	
3	㊦	基礎を耐震上有効な繊維シートなどで補強する改修工事	
4	㊦	住宅内に設置する耐震シェルター工事	固定式シェルターベット含む
5	㊧	屋根の張替工事又は塗装工事	
6	㊧	外壁の張替工事	
7	㊨	複層ガラス窓又は二重窓への改修	
8	㊨	屋根、天井、外壁又は床の断熱改修工事	
9	㊨	洗浄水量6.5リットル以下の節水トイレの設置工事	
10	㊨	新たに高効率給湯設備（エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム、エコワン）を設置する工事	既に左記の高効率機種が設置されている場合の機器交換は対象外
11	㊩	住宅内通路や出入り口の幅を広げたり、段差を解消する工事	拡幅は有効幅75cm以上が対象
12	㊩	便所、浴室、脱衣室、その他の居室及び玄関並びにこれらへの経路に手すり設置	
13	㊩	水洗器具やドアノブのレバーハンドル化改修や開き戸を引き戸や折れ戸に交換する工事	
14	㊩	ホームエレベータ、階段昇降機を設置する工事	
15	㊩	台所・浴室・脱衣室・便所を車いす対応とする工事	
16	㊩	浴室・脱衣室・便所に対する断熱性向上によるヒートショック対策工事	
17	㊪	屋根の雪下ろし作業の安全確保に必要な用具等の設置や取替工事	
18	㊪	屋根の落雪防止改修工事（雪止めの設置など）	
19	㊪	屋根への融雪装置の設置工事	外構の融雪工事は対象外
20	㊪	屋根の自然落雪型への改修工事	4寸勾配以上が対象
21	㊪	屋根の無落雪型への改修工事	

◆住宅リフォーム推進事業の子育て世帯の補助対象工事一覧（例）◆

※ 下記の工事は一例です。

No	補助対象	リフォーム等の内容	備考
1	○	屋根の張替・塗装、外壁の張替・塗装	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラス・網戸の取付・交換	
6	○	室内の建具等の交換	アコーディオンカーテンも対象
7	○	外壁、屋根、天井又は床の断熱化工事	
8	○	屋根の融雪工事	外構の融雪工事は対象外
9	○	バリアフリー改修 (手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)	
10	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修	
11	○	バルコニーや雪止めの設置	
12	○	畳の取替え（表替え含む）	
13	×	別棟の車庫・物置の設置及び増改築	
14	○	上下水道への接続（浄化槽設置工事含む）	市町村への加入負担金は対象外
15	△	エアコン・FF式暖房機の交換	増改築・内装工事に伴う場合や配線工事等を行う場合は対象
16	△	ガス・IH調理器の交換	配管・配線工事を行う場合は対象
17	△	食器棚、下駄箱等の設置	作り付け家具、既製品を固定する場合は対象
18	△	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	増改築・内装工事に伴う場合は対象
19	△	電話やインターネットの配線・配管工事	増改築・内装工事に伴う場合は対象
20	△	家庭用自家発電装置の設置	建物に固定した場合は対象
21	△	住宅の解体工事（全部・一部）	リフォーム・増改築工事を伴う場合は対象
22	△	防腐・防蟻処理	部材交換などの工事を伴う場合は対象
23	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅のリフォーム・増改築工事に伴い支障となる場合は対象
24	×	住宅用太陽光発電システムの設置	
25	×	公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事	
26	×	電気自動車用の急速充電器の設置	